

📌 今月のポイント

建設事業主に対する助成金 ⑤



建設業が様々な用途で活用できる「助成金」が政府（厚生労働省）より交付されています。
今月は「**トライアル雇用助成金**」についてです。

建設事業主に対する助成金



トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、若年・女性建設労働者トライアルコース）

職業経験の不足等から就職が困難な求職者をHW等の紹介により雇用してみませんか？

→ 労働者の適正を見てから無期雇用へ移行できるので、**ミスマッチを防ぐことができます**

① 対象労働者？



次のいずれかの要件

- ① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職・転職を繰り返している
- ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている
- ③ 55歳未満で、ハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている

ただし、当分の間は、ハローワーク等からの紹介日において本人が、

- ① 離職している
- ② 就労経験のない職業に就くことを希望している
- ③ トライアル雇用を希望している

トライアル雇用助成金の対象！

② 雇用期間は？

3か月間、試行雇用すること！

③ 助成金額は？



トライアル雇用開始

3か月間

トライアル雇用終了

無期雇用移行

雇用期間満了
助成金なし

助成金額

1人 4万円 × 3か月



若年・女性建設労働者トライアルコース
（一般トライアルコースの上乗せ）

労働者が 35歳未満 or 女性
+ 1人 4万円 × 3か月



④ スケジュール

トライアル雇用
（有期雇用契約：3か月）

期間の定めのない雇用
（無期雇用契約）

2週間

トライアル雇用実施計画書の
提出期間

2か月間

トライアル雇用助成金の支給申請期間



トライアル雇用助成金の 申請方法や助成額などの詳細 については、
都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

◆ 次回は、業務改善助成金を詳しく解説していきます！